

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十一月四日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則六一六八）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。

（一般職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

2 第二条第二項の職を占める職員のうち、一般職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

職員の区分 期間の区分		2 項職員
		円
1年未満		35,000
1年以上 2年未満		35,000
2年以上 3年未満		35,000
3年以上 4年未満		35,000
4年以上 5年未満		31,500
5年以上 6年未満		28,000
6年以上 7年未満		24,500
7年以上 8年未満		21,000
8年以上 9年未満		18,200
9年以上 10年未満		15,400
10年以上 11年未満		12,600
11年以上 12年未満		9,800
12年以上 13年未満		7,000
13年以上 14年未満		4,200
14年以上 15年未満		2,100

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第3号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において、「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。